ｃ．階数　地上３階以上
ｄ．用途　⑶⑧エ㈀ｄ．に同じ
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

�C　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

�D　配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

イ　工事種別　電気設備工事

㈀　配置予定技術者は１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

ａ．技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わる者に限る。））に合格した者。

ｂ．国土交通大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

㈁　平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のａ．からｅ．までの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合の取扱いはア㈁による。

また、平成17年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあっては、工事成績評定が65点未満のものを除く。

ａ．規模　ア㈁ｂ．に同じ
ｂ．階数　ア㈁ｃ．に同じ
ｃ．用途　ア㈁ｄ．に同じ
ｄ．工事種目　電灯設備
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

㈢　ア㈢に同じ。

㈣　ア㈣に同じ。

ウ　工事種別　暖冷房衛生設備工事

㈀　配置予定技術者は１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおり。

ａ．技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））に合格した者。並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））に合格した者。

ｂ．国土交通大臣若しくは建設大臣が建設業法第15条第２号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。

㈁　平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のａ．からｅ．までの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること。（甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合の取扱いはア㈁による。

また、平成17年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあっては、工事成績評定が65点未満のものを除く。

ａ．規模　ア㈁ｂ．に同じ
ｂ．階数　ア㈁ｃ．に同じ
ｃ．用途　ア㈁ｄ．に同じ
ｄ．工事種目　空気調和設備
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

㈢　ア㈢に同じ。

㈣　ア㈣に同じ。

⑸　工事監理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑧までの要件を満たすこと。

①　国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成31・32年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　建築士法第23条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。

④　「担当業務分野」の分類は、次のアからエまでによること。なお、次のアからエまでの分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

ア　総合監理　平成31年国土交通省告示第98号別添一第１項第二号ロ⑴において示される「設計の種類」における「総合」に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
イ　構造監理　同上「構造」
ウ　電気設備監理　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
エ　機械設備監理　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

⑤　次のアからウに示す業務を実施する管理技術者、工事監理者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア　管理技術者については、工事監理業務の技術上の管理及び統括に関する業務
イ　工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の６第４項に規定する業務
ウ　各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する業務

⑥　管理技術者、総合主任担当技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。